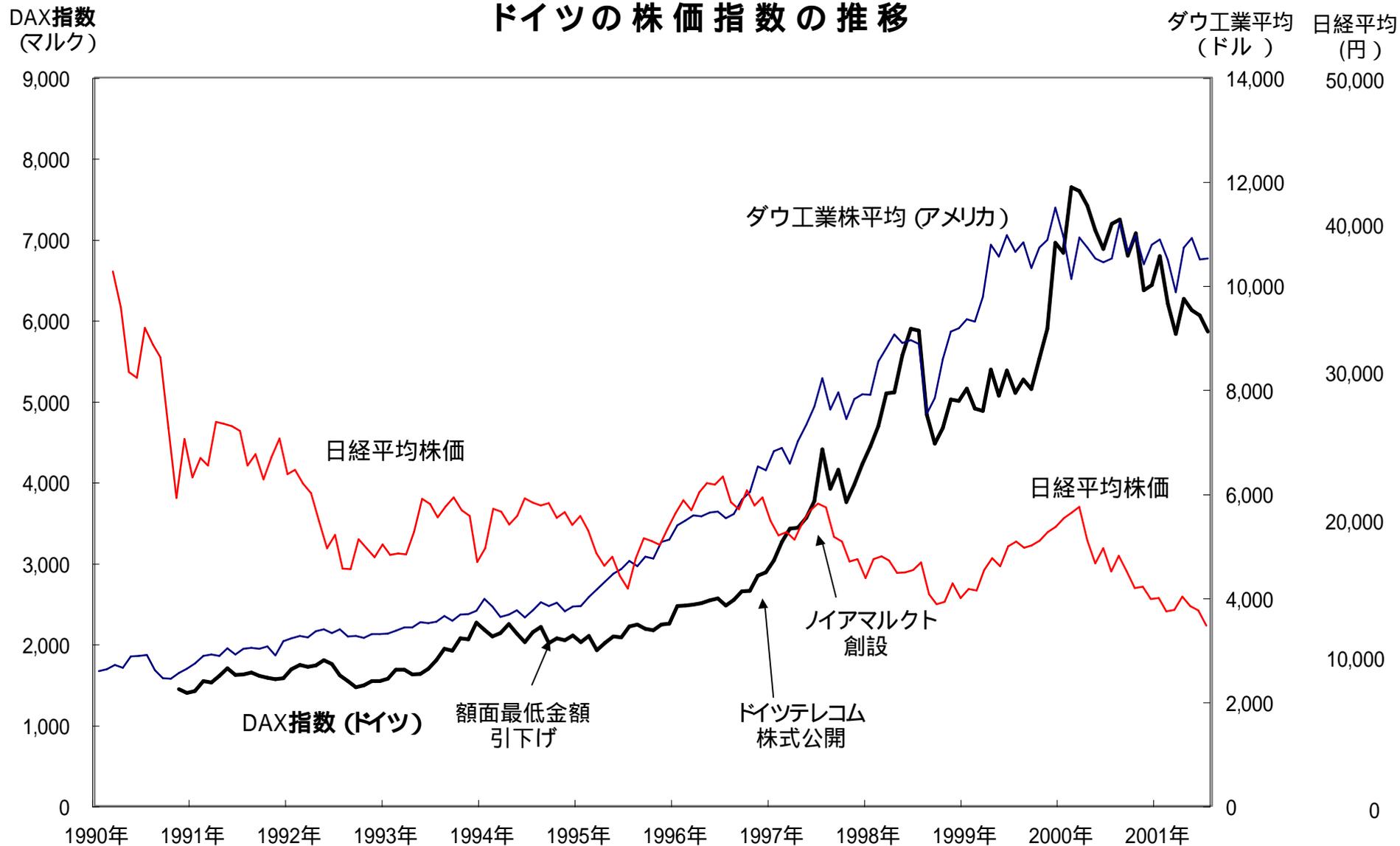


資料 ①

ドイツの株価指数の推移



上場企業数 (1999年)		
	日本	ドイツ
国内企業	1892社	933社
外国企業	43社	7682社

(注) 指数の値は月末の終値。

ドイツにおける株式保有状況 (年末時価ベース)

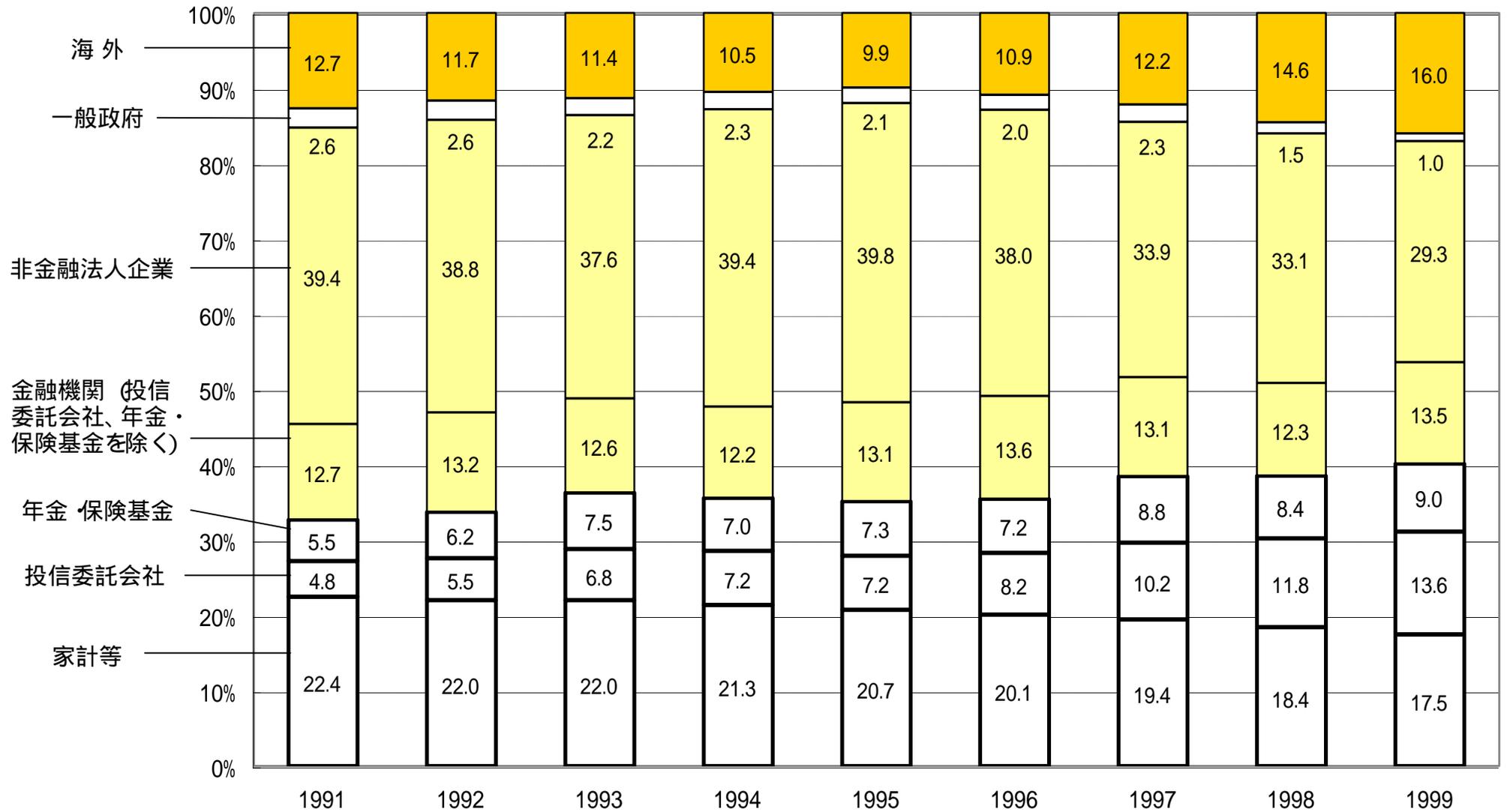
単位 億マルク

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
家計等 (全体に占める割合)	2,555 (22.4%)	2,429 (22.0%)	3,368 (22.0%)	3,336 (21.3%)	3,662 (20.7%)	4,331 (20.1%)	5,745 (19.4%)	6,648 (18.4%)	8,957 (17.5%)
金融機関	2,616	2,753	4,413	4,131	4,867	6,252	9,506	11,715	18,553
うち投信委託会社 (全体に占める割合)	542 (4.8%)	612 (5.5%)	1,040 (6.8%)	1,129 (7.2%)	1,270 (7.2%)	1,766 (8.2%)	3,009 (10.2%)	4,253 (11.8%)	6,990 (13.6%)
保険・年金基金 (全体に占める割合)	627 (5.5%)	682 (6.2%)	1,148 (7.5%)	1,100 (7.0%)	1,283 (7.3%)	1,552 (7.2%)	2,615 (8.8%)	3,017 (8.4%)	4,634 (9.0%)
非金融法人企業	4,490	4,285	5,761	6,173	7,026	8,201	10,017	11,950	15,056
一般政府	293	283	341	361	365	439	689	532	537
海外	1,443	1,288	1,742	1,647	1,754	2,343	3,601	5,265	8,217
合計	11,396	11,038	15,324	15,648	17,674	21,566	29,559	36,110	51,320

(出所) Financial accounts for Germany 1991 to 1999 (ドイツ連邦銀行・2000年12月)

(備考) 1マルク=55円 (平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値)

ドイツにおける株式保有状況 (各部門の全体に占める割合)



(出所) Financial accounts for Germany 1991 to 1999 (ドイツ連邦銀行・2000年12月)により作成。

ドイツにおける株式純投資状況

単位 億マルク

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
家計等	5	9	66	120	34	105	80	80	170
金融機関	127	326	274	405	343	421	882	1,319	1,179
うち投信委託会社	59	164	88	234	150	124	419	847	473
保険・年金基金	53	77	63	82	53	116	323	275	139
非金融法人企業	270	149	23	82	271	212	266	846	993
一般政府	10	5	11	59	108	2	104	198	135
海外	12	84	87	7	33	117	195	1,022	1,020
合計	424	387	461	673	655	858	1,319	3,069	3,228

(出所) Financial accounts for Germany 1991 to 1999 (ドイツ連邦銀行・2000年12月)

(備考) 1マルク=55円 (平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値)

ドイツにおける家計による株式の保有・投資状況

単位：億マルク

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
株式】									
保有残高 (年末時価)	2,555	2,429	3,368	3,336	3,662	4,331	5,745	6,648	8,957
1991年からの増加額		126	812	780	1,106	1,775	3,190	4,092	6,402
(1991年 = 100とした場合)	(100)	(95)	(132)	(131)	(143)	(169)	(225)	(260)	(351)
(家計保有金融資産の全体に占める割合)	(6.5%)	(5.7%)	(7.1%)	(6.8%)	(6.9%)	(7.7%)	(9.5%)	(10.3%)	(12.7%)
年間純投資額	5	9	66	120	34	105	80	80	170
1991年からの累積額	5	4	62	182	148	253	333	413	583

(出所) Financial accounts for Germany 1991 to 1999 (ドイツ連邦銀行・2000年12月)

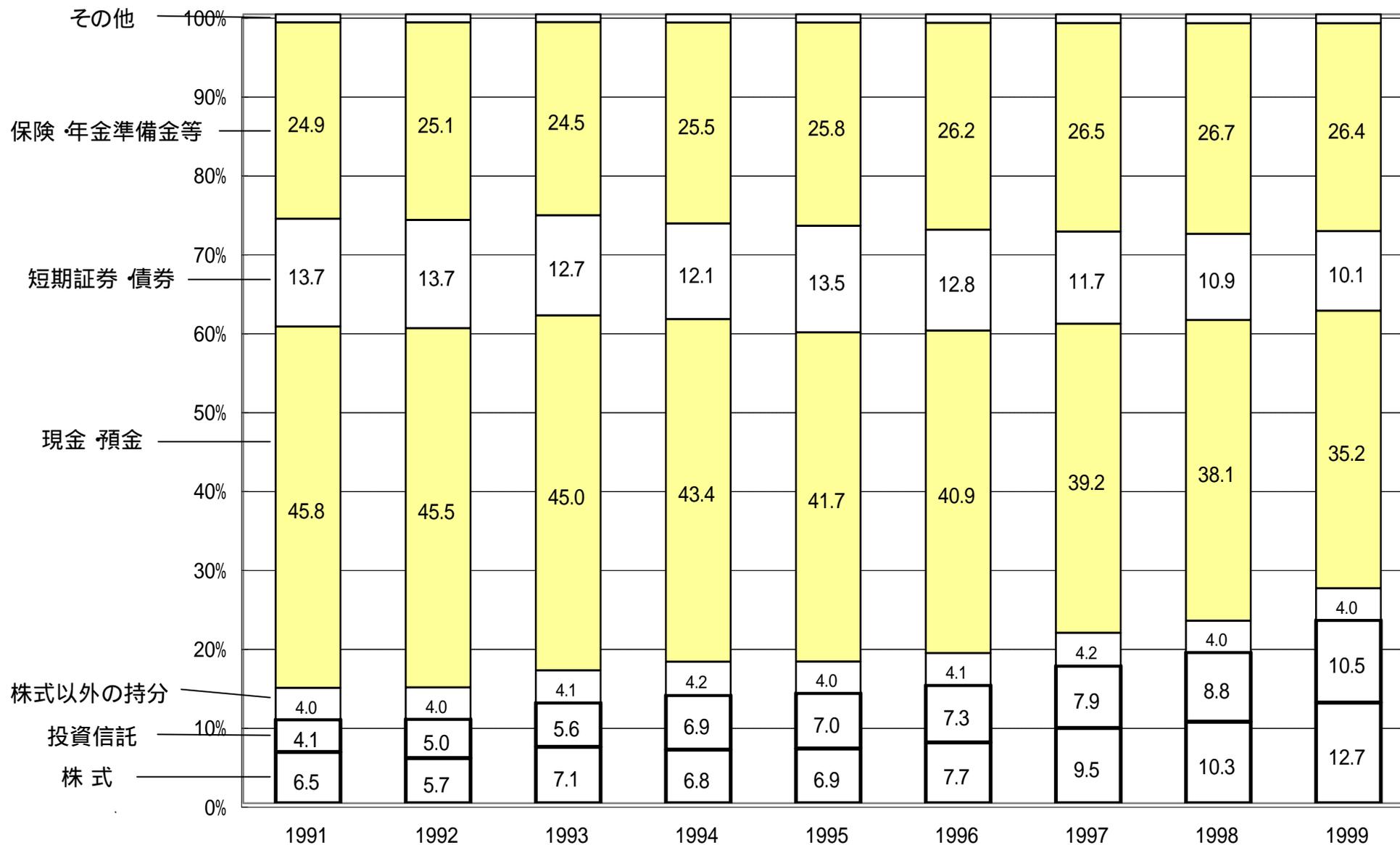
(備考) 1マルク = 55円 (平成12年12月から平成13年5月までの実勢相場の平均値)

ドイツにおける主な株価指数 (年末値) の推移

DAX30	1,578	1,545	2,267	2,107	2,254	2,889	4,250	5,002	6,958
(1991年 = 100とした場合)	(100)	(98)	(144)	(133)	(143)	(183)	(269)	(317)	(441)
CDAX	162	151	219	206	216	263	371	429	564
(1991年 = 100とした場合)	(100)	(94)	(135)	(127)	(133)	(163)	(230)	(265)	(349)

(備考) DAX30とは、公式市場・規制市場に上場している売買高及び時価総額の双方が上位35位に入る企業の株価指数 (1987年12月末を1,000とする)であり、CDAXとは、公式市場・規制市場又はノイアマルクトに上場している全企業の株価指数 (1987年12月末を100とする)である。

ドイツにおける家計保有金融資産の内訳 (年末時価ベース)



(出所) Financial accounts for Germany 1991-1999 (ドイツ連邦銀行・2000年12月)により作成。

北欧諸国における所得税制の概要（未定稿）

	ノルウェー	フィンランド	スウェーデン	デンマーク
勤労所得	28～47.5%	23.2%～57.8%	31～56%	32.8%～59.7%
資本所得	28%	29%	30%	32.8%～59.7% (3年以上保有の株式及び配当は、25%、40%の税率で課税)
・ 利子	源泉徴収なし	源泉徴収あり	源泉徴収あり	源泉徴収なし
・ 配当	完全調整あり (インピュテーション) 源泉徴収あり	完全調整あり (インピュテーション) 源泉徴収あり	調整なし 源泉徴収あり	調整なし 源泉徴収あり(25%)
・ 株式等譲渡益 譲渡損の取扱い	他の資本所得から控除可 損失の繰越可	同種の所得からのみ控除可 損失の繰越可	他の資本所得から控除可 損失の繰越不可	同種の所得からのみ控除可 損失の繰越可
・ その他	土地譲渡益、不動産所得、 帰属家賃等を含む (譲渡益は実現ベースで課税)	土地譲渡益、不動産所得等 を含む (譲渡益は実現ベースで課税)	土地譲渡益、不動産所得等 を含む (譲渡益は実現ベースで課税)	土地譲渡益、不動産所得等 を含む (譲渡益は実現ベースで課税)
法人税率	28%	29%	28%	32%

(備考) 2000年現在。各国資料による。

株式譲渡益課税の国際比較

(2001年7月現在)

	日 本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	いずれかの方式を選択		総合課税	総合課税	一定のものを除き 非課税 〔投機売買等 については 総合課税〕	申告分離
	申告分離	源泉分離				
税率	20% + 住民税 6%	みなし譲渡益 に対し20%(住 民税非課税) ↓ 売値 × 1.05%	10 ~ 38.6% + 地方税 〔12ヶ月超保有は 10%、20% + 地方税〕	10、20、40%	19.9 ~ 48.5% + 連帯 付加税 (税額の5.5%)	26%
非課税限度等	年間譲渡益 100万円が非 課税(長期保有 上場株式等)	/	なし	土地等の譲渡益と合 わせて7,500ポンド(約 130万円)が非課税	他 の 投 機 売 買	年間の売値5万フラン (約80万円)が免税 (超えれば全額が課 税)
譲渡損失の繰越控除	不可	/	可	可	不可	可
譲渡損失の損益通算	不可	/	可(土地等含め 3000ドル(約36万 円)を限度)	不可	不可	不可

(注) アメリカのニューヨーク市の場合 28%程度 (12ヶ月超保有の場合)
 (備考) 為替レートは、1ドル = 119円、1ポンド = 173円、1マルク = 55円、1フラン = 16円。

個人投資家のキャピタル・ゲイン、利子、配当に係る税制の各国比較

平成13年 8月

キャピタルゲイン課税

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
キャピタルゲイン課税	申告分離と源泉分離の選択制 ① 申告分離…譲渡益に26%の税率で課税 ② 源泉分離…譲渡代金に1.05%の率で課税	総合課税	総合課税 (10%、20%、40%の3段階)	申告分離課税 (26% (うち10%は付加税))	原則非課税 (大口取引、営業用資産としての譲渡、保有期間1年以内の譲渡は総合課税)
・優遇措置 (非課税枠・長期優遇)	長期(1年超)保有の場合、キャピタルゲインから100万円を限度に特別控除される(本年10月以降)。	長期(1年超)保有の場合、キャピタルゲインを他の所得に上積みした場合の限界税率に応じ、優遇税率(20%、通常税率が15%の場合は10%)を適用。	① 年間7,500ポンドまで譲渡益非課税 ② 保有期間に応じた段階的控除(保有期間が4年以上で、課税対象額が最大で25%に減額される)	年間5万フランの譲渡総額まで非課税	① 大口取引(注)については、譲渡益の額に応じて最大20,000マルク控除された上で総合課税。 ② 保有期間1年以内の場合の譲渡益は、1,000マルク以下の場合、非課税。
・損失の他の所得との通算	—	年間3,000ドルを限度に可能	—	—	可能 (大口取引、営業用資産としての譲渡の場合に限る)
・損失の繰越し	—	無期限に可能	無期限に可能	5年間可能	無期限に可能 (大口取引、営業用資産としての譲渡の場合に限る)

(注) 大口取引とは、譲渡前5年間のいずれかの時点で資本の10%以上を保有していた者が一定数量を譲渡する場合の取引をいう。また、2002年から、①大口取引について、これまでの「10%以上を保有」から「1%以上を保有」に変更され、また、②保有期間1年以内の場合の譲渡益が半額に減額されるなどの改正が行われる予定。

イギリスにおける長期キャピタル・ゲインに係る特例

課税対象となる長期キャピタル・ゲインの額は、その保有期間、性質（事業用か否か）に応じて、左表のとおり減額される。

保有期間	課税対象となる割合	
		(事業用資産)
1年 未満	100 %	100 %
1年 以上	100	87.5
2年	100	75
3年	95	50
4年	90	25
5年	85	25
6年	80	25
7年	75	25
8年	70	25
9年	65	25
10年	60	25

導入の経緯

イギリスでは、長期キャピタル・ゲインに占めるインフレ上昇分に配慮するため、かつては、資産の取得価額を小売物価上昇率で調整する制度（インデクセーション）が適用されていた。しかし、この調整が複雑であることなどから、1998年に、これに代えて、より簡素な現行制度（テイパー・リリーフ）が導入された。

ただし、法人は、従来どおりインデクセーションが適用される。

株式が事業用資産とみなされる場合

- ・譲渡者が株式発行者の従業員である場合
- ・株式発行者が非上場事業法人等である場合
- ・株式発行者が上場事業法人等で、かつ、譲渡者がその5%以上の議決権を持っている場合